

平成31年度大磯町下水道事業特別会計予算

平成31年度大磯町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,455,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、358,900千円と定める。

平成31年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		26,241
	1 負 担 金	26,240
	2 分 担 金	1
2 使 用 料 及 び 手 数 料		340,184
	1 使 用 料	339,426
	2 手 数 料	758
3 国 庫 支 出 金		168,300
	1 国 庫 補 助 金	168,300
4 県 支 出 金		4,935
	1 県 負 担 金	4,935
5 繰 入 金		536,435
	1 他 会 計 繰 入 金	536,435
6 繰 越 金		20,000
	1 繰 越 金	20,000
7 諸 収 入		5
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	2
8 町 債		358,900
	1 町 債	358,900
歳 入 合 計		1,455,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		197,913
	1 下 水 道 総 務 費	197,913
2 事 業 費		584,787
	1 下 水 道 建 設 費	584,787
3 災 害 復 旧 費		200
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	200
4 公 債 費		670,099
	1 公 債 費	670,099
5 諸 支 出 金		1
	1 繰 出 金	1
6 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,455,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道運営事務事業 (システム使用料)	平成31年度から 平成36年度まで	10,890
排水設備設置等資金利子 補給金	平成31年度から 平成33年度まで	借入期間中における融資残高につき年利3.0%以内の 割合で計算した利子相当額
排水設備設置等資金とし て融資した金融機関に対 する損失補償	平成31年度から 平成33年度まで	排水設備設置等資金600千円の範囲内で融資した金融 機関がそのために損失を受けた場合には600千円を限 度として元金及び期限後の利子

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	315,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただ し、利率見直し方式 で借り入れる政府資 金等について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者との 協定するものによる。ただ し、町財政の都合により据 え置き期間及び償還期間を 短縮し、又は繰上償還もし しくは低利に借換することが できる。
相模川流域下水道事業	13,200	同上	同上	同上
地方公営企業法適用事業	30,700	同上	同上	同上
計	358,900			